

第10号議案

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例（令和3年ふじみ野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

第2条第5号を同条第10号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (7) 地域の連携体制構築を図る地域支援に関すること。
- (8) 発育発達に不安のある児童に係る個別支援及び親子支援に関すること。
- (9) 発育発達に不安のある児童に係る専門発達相談に関すること。

第2条第4号中「不安が」を「不安の」に、「関する巡回相談事業、個別支援事業及び集団支援事業」を「係る巡回相談支援に関すること。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「不安が」を「不安の」に、「関する相談支援事業」を「係る発達総合相談支援に関すること。」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援に関すること。

第5条第1号中「第2条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「第21条の5の3第1項に規定する」を「第21条の5の3第1項の規定による」に改め、同条第2号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同条第3号中「不安が」を「不安の」に改め、「保護者」の次に「（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「発育発達に不安がある小学校就学の始期に達するまでの児童」を「障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（児童及びその保護者に限る。）」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 第2条第6号に規定する事業 市内の児童福祉施設、教育施設等（以下「児童関係施設」という。）に所属する児童及びその保護者並びに児童関係施設の職員
- (6) 第2条第7号から第9号までに規定する事業 市長が必要と認める者

第10条第1号中「第2条第1号」の次に「及び第2号」を加え、同条第2号中「第2条第2号」を「第2条第3号及び第4号」に改める。

第16条第1号中「運営」の次に「及び計画」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。